18　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年６月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

⑴　令和７年12月15日から令和８年６月15日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）

⑵　令和７年12月15日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

19　元利金支払場所　日本銀行

○国土交通省告示第五百十六号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、次の船級協会の登録をしたので、同条第三項において準用する同法第三十条第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年七月八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十一条第一項の規定に基づき、船級協会の登録をした件

一　登録年月日　令和七年六月二十六日

二　登録番号　１

三　登録を受けた船級協会の名称　一般財団法人日本海事協会

四　住所　東京都千代田区紀尾井町４番７号

五　代表者の氏名　菅　勇人

六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
東日本管区事務所	東京都港区浜松町一丁目28番２号
函館支部	北海道函館市元町32番22号
東京支部	東京都港区浜松町一丁目28番２号
横浜支部	神奈川県横浜市中区弁天通四丁目61番１
名古屋支部	愛知県名古屋市熱田区神宮二丁目２番５号
神戸支部	兵庫県西宮市産所町15番10号
岡山支部	岡山県岡山市北区幸町６番28号
尾道支部	広島県尾道市新浜一丁目４番47号
広島支部	広島県広島市中区宝町９番10号
坂出支部	香川県坂出市久米町一丁目15番10号
今治支部	愛媛県今治市片原町一丁目１番地15
九州管区事務所	福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目８番13号
臼杵支部	大分県臼杵市大字臼杵字洲崎72番276
長崎支部	長崎県長崎市万才町３番35号
佐世保支部	長崎県佐世保市三浦町20番19号
BUSAN OFFICE　（釜山事務所）	119, Daegyo-ro, Jung-gu, Busan, REPUBLIC OF KOREA
BUSAN OFFICE SEOUL SUB-OFFICE　（釜山事務所　ソウル出張所）	20, Mugyo-ro, Jung-gu, Seoul, REPUBLIC OF KOREA
BUSAN OFFICE ULSAN SUB-OFFICE　（釜山事務所　ウルサン出張所）	c／o Hyundai Heavy Industries Co., Ltd. 1000, Bangeojin Sunhwan-doro, Dong-gu, Ulsan, REPUBLIC OF KOREA
TAIPEI OFFICE　（台北事務所）	No. 88, Dunhua N. Road, Songshan Dist., Taipei, TAIWAN
KAOHSIUNG OFFICE　（高雄事務所）	No. 29, Hai-Pien Road, Kaohsiung, TAIWAN
HONG KONG OFFICE　（香港事務所）	200 Connaught Road, Central, Hong Kong, HONG KONG SPECIAL ADMINISTRATIVE REGION, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
SHANGHAI OFFICE　（上海事務所）	2201 Yan an West Road, Shanghai 200335, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
DALIAN OFFICE　（大連事務所）	147 Zhongshan Road, XiGang District, Dalian 116011, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
TIANJIN OFFICE　（天津事務所）	No. 62, Second Avenue, TEDA, Tianjin, 300457, PEOPLE' S REPUBLIC OF CHINA
QINGDAO OFFICE　（青島事務所）	No. 61A, Xianggangzhong Road, Qingdao, 266071, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
NANTONG OFFICE　（南通事務所）	Zhongnan Center, Building 43, Zhongnan CBD, Chongchuan District, Nantong, Jiangsu, 226000, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
ZHOUSHAN OFFICE　（舟山事務所）	No. 619 Dingshen Road, Zhoushan, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
GUANGZHOU OFFICE　（広州事務所）	3-15, Lin He West Road, Guangzhou 510610, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA